

松山市議会委員会条例(昭和31年条例第18号)の全部を次のとおり改正する。

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務理財委員会 8人

総務部、理財部、総合政策部、防災危機管理部、坂の上の雲まちづくり部、会計事務局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 文教消防委員会 7人

教育委員会及び消防局、消防署の所管に属する事項

(3) 市民福祉委員会 7人

市民部、福祉推進部、福祉事務所、健康医療部及びこども家庭部の所管に属する事項

(4) 環境企業委員会 7人

環境部及び公営企業局の所管に属する事項

(5) 都市整備委員会 7人

都市整備部及び開発建築部の所管に属する事項

(6) 産業経済委員会 7人

産業経済部、農林水産部及び農業委員会の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第2条の2 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第2条の3 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、12人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置等)

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第3条の2 議員の資格決定の要求または懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会または懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員および懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず12人とする。

(委員の選任等)

第4条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、委員の選任事由ができたときは、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員より正当の理由を付し申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2第2項の例による。

5 第2条第1項の規定にかかわらず、議長は、常任委員となった後、議会の同意を得て辞任することができる。

(委員長および副委員長)

第5条 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長および副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長および副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時および場所を決めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長および副委員長にともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長、副委員長の辞任)

第9条 委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員および特別委員の辞任)

第10条 議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第16条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参加することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参加することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第14条(委員長および委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長および委員の除斥)

第14条 委員長および委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開及び傍聴の取扱)

第15条 委員会は、原則として公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、委員長は、討論を用いないで委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

第17条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、松山市議会会議規則(昭和42年規則第13号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序をみだす委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第19条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認をしたときは、議長は、次に掲げる事項を公示する。

- (1) 公聴会の事件
 - (2) 公聴会の日時および場所
 - (3) 参加の申し出方法および申し出期間
 - (4) その他必要な事項
- (意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第21条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第23条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第25条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

- 4 参考人については、第22条(公述人の発言)、第23条(委員と公述人の質疑)及び第24条(代理人又は文書等による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第26条 委員長は、担当の職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、その都度定められた委員1名とともに、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

(会議規則との関係)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、松山市議会会議規則の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

- 2 北条市及び中島町の編入の日以後の第2条に規定する常任委員会の委員の定数については、北条市及び中島町の編入の際現に議員である者の議員の残任期間に相当する期間に限り、同条第1号中「8人」とあるのは「9人」と、同条第2号中「7人」とあるのは「8人」と、同条第3号中「8人」とあるのは「9人」と、同条第5号中「7人」とあるのは「8人」とする。ただし、議員がすべてなくなつたときは、同条に規定する定数に復帰するものとする。

- 3 北条市及び中島町であつた区域ごとに選挙区を設けて行う増員選挙により議会の議員となつた者の最初に選任された常任委員会の委員の任期は、第2条の2第1項の規定にかかわらず、北条市及び中島町の編入の際現に在任する常任委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 4 北条市及び中島町の編入の際現に在任する常任委員会の委員長及び副委員長は、第5条第2項の規定により選任された委員長及び副委員長になるものとする。
 - 付 則(昭和36年9月13日条例第33号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和37年4月1日条例第6号)
 - この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和39年4月1日条例第46号)
 - この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和41年6月27日条例第36号)
 - この条例は、公布の日から施行し、昭和41年6月24日から適用する。
 - 付 則(昭和42年4月1日条例第15号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和43年4月1日条例第23号)
 - この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和43年10月1日条例第52号)
 - この条例は、昭和43年10月25日から施行する。
 - 付 則(昭和45年6月22日条例第19号)
 - この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月25日から適用する。
 - 付 則(昭和48年3月31日条例第25号)
 - この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和49年3月27日条例第21号)
 - この条例は、昭和49年5月25日から施行する。
 - 付 則(昭和49年10月2日条例第45号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和50年3月28日条例第21号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和51年7月5日条例第32号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき在任する総務委員会、文教委員会、厚生委員会、建設消防委員会および環境企業委員会の委員長、副委員長および委員は、改正後の条例の規定に基づく企画総務委員会、文教消防委員会、福祉厚生委員会、建設企業委員会および環境整備委員会の委員長、副委員長および委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定によるそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。
 - 付 則(昭和53年3月27日条例第14号)
 - この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和62年9月28日条例第16号)
- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき在任する福祉厚生委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の条例の規定に基づく市民福祉委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定による委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。
 - 付 則(平成3年3月25日条例第12号)
 - この条例は、平成3年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成3年9月12日条例第23号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日以後、最初に選任される議会運営委員会の任期は、第2条の3第3項の規定にかかわらず、平成4年6月に開かれる定例会の第1日目までとする。
 - 付 則(平成4年3月25日条例第18号)
 - この条例は、平成4年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成9年3月25日条例第22号)
 - この条例は、平成9年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成10年3月23日条例第21号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき在任する企画総務委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の条例の規定に基づく総務企画委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定による委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

付 則(平成11年3月23日条例第18号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

付 則(平成12年3月21日条例第53号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月1日条例第2号)

この条例は、平成14年5月25日から施行する。

付 則(平成16年3月22日条例第18号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき在任する総務企画委員会、建設企業委員会及び環境整備委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の条例の規定に基づく総務理財委員会、都市企業委員会及び環境下水委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定によるそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

付 則(平成16年12月24日条例第105号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成18年3月27日条例第26号)

この条例は、平成18年5月25日から施行する。

付 則(平成19年3月26日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正前の松山市議会委員会条例第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成24年12月26日条例第79号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

付 則(平成26年3月4日条例第1号)

この条例は、平成26年5月25日から施行する。

付 則(平成27年3月25日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成27年7月6日条例第36号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
付 則(令和2年3月26日条例第24号)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

付 則(令和3年3月25日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の松山市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき在任する環境下水委員会及び都市企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の松山市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく環境企業委員会及び都市整備委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定によるそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。
付 則(令和5年3月27日条例第14号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。
付 則(令和6年3月19日条例第36号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。